### 埼玉県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程

平成 26 年 12 月 10 日

公安委員会規程第 12 号

公安委員会委員長

埼玉県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程を次のように定める。

## 埼玉県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程

#### 目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 特定秘密の指定に伴う措置(第4条-第7条)
- 第3章 特定秘密の取扱いの業務
- 第1節 保護のための環境整備(第8条-第13条)
- 第2節 作成(第14条-第15条)
- 第3節 運搬、交付及び伝達(第16条-第23条)
- 第4節 保管等(第24条-第27条)
- 第5節 検査(第28条)
- 第6節 紛失時等の措置(第29条)
- 第4章 特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置(第30条)
- 第5章 雑則(第31条-第34条)

附則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「法」という。)第5条第2項に規定する通知を行った場合及び法第7条第1項に規定する提供を行った場合において、特定秘密(法第3条第1項の規定により指定された特定秘密をいう。以下同じ。)の保護に関し、埼玉県公安委員会が実施すべき措置等について必要な事項を定めるものとする。

2 埼玉県公安委員会における特定秘密の保護に関しては、法及び特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号。以下「令」という。)並びに法第18条第1項の規定により定められた基準(以下「運用基準」という。)並びにこの規程の定めるところによる。

(特定秘密管理者)

第2条 令第13条第1項各号列記以外の部分の規定により実施する令第12条第1項第1 号に規定する特定秘密の保護に関する業務を管理する者(以下「特定秘密管理者」 という。)は、総務部長をもって充てる。

### (保全責任者等)

- 第3条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護に関する業務を補助させる者として保全責任 者を指名するものとする。
  - 2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等(令第5条に規定する特定秘密文書等をいう。以下「特定秘密文書等」という。)の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するための措置を講じるものとする。
  - 3 特定秘密管理者は、保全責任者が不在であることその他の理由により、その職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員(以下「臨時代行職員」という。)を指名することができる。
  - 4 保全責任者及び臨時代行職員は、法第 11 条の規定により特定秘密の取扱いの業務を 行うことができることとされる者に限る。

## 第2章 特定秘密の指定に伴う措置

(特定秘密の表示)

- 第4条 令第13条第1項第1号(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により行う法第3条第2項第1号の表示(以下「特定秘密表示」という。)は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。
  - (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印そ の他これらに準じる方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色(やむを得ない場合 には、他の色とする。以下同じ。)で表示すること。この場合において、当該文書又

- は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。
- (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
- (3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所(見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部)に、刻印、ラベルの貼付その他これらに準じる方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色で表示すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
  - 2 前項の特定秘密表示を特定秘密を記録する文書又は図画に表示する場合において、 当該文書又は図画が冊子等の一部であるときは、当該冊子等の表紙に「特定秘密文 書」の文字を赤色で記載するものとする。ただし、当該表紙に特定秘密表示がある場合はこの限りでない。
  - 3 特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製することにより作成したときは、第1項の表示をすることを要しない。前項の規定による記載を含めて複製することにより作成した場合も、同様とする。
  - 4 第1項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関との間の情報の保護に関する国際約束(以下「情報の保護に関する国際約束」という。)に基づき提供された情報であるときは、警察庁長官(以下「長官」という。)の指示する方法により、特定秘密の表示に加え、当該外国の政府又は国際機関を示す表示を、同項各号と同様の方法でするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合はこの限りでない。
  - 5 前項の場合において、外国の政府又は国際機関を示す表示が既にされているとき は、当該表示をすることを要しない。
  - 6 第1項第1号又は第3号の規定により行う特定秘密表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(特定秘密表示の抹消)

- 第 5 条 特定秘密表示の抹消は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 「特定秘密」の文字及び枠の表示を赤色の二重線により抹消することその他これに準じる方法
- (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠の表示を認識することができないようにする方法
- (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって「特定秘密」の 文字及び枠の表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによっ て当該表示をしているときは当該表示を赤色の二重線により抹消することその他これ らに準じる方法
  - 2 前項第1号に掲げる文書又は図画が第4条第2項の規定による記載をしたものであるときは、前項第1号と同様の方法により、当該記載を抹消するものとする。

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

- 第6条 指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。
- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 抹消した特定秘密表示の傍らの見 やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準じる方法により「特定秘密指定有効期間 満了」の文字及び枠を赤色で表示すること。
- (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
- (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所(見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部)に、刻印、ラベルの貼付その他これらに準じる方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で表示すること。

2 前項第1号又は第3号の規定により行う指定有効期間満了表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的理由がある場合は、この限りでない。

(指定の解除に伴う措置)

- 第7条 前条の規定は、指定解除表示について準用する。この場合において、「特定秘密 指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。
- 第3章 特定秘密の取扱いの業務
- 第1節 保護のための環境整備

(立入制限)

- 第8条 特定秘密管理者は、特定秘密が取り扱われる場所について、特定秘密の保護上必要があるときは、当該場所への立入りを禁止するものとする。ただし、特定秘密管理者の許可を受けた者はこの限りでない。
  - 2 特定秘密管理者は、前項の規定により立入りを禁止した場合は、当該場所への立入りを禁止する旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するための必要な措置を講じるものとする。

(機器持込制限)

- 第9条 特定秘密管理者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信、記録機器(携帯電話、携帯情報端末、スキャナー、カメラ、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。以下同じ。)の持込み(以下「機器持込み」という。)を禁止するものとする。
  - (1) 前条第1項の規定により立入りが禁止された場所
- (2) 日常的に特定秘密を取り扱う執務室(障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ特定秘密を取り扱う場合には当該区画に限る。)
- (3) 特定秘密を取り扱う会議が開催中の会議室
- (4) 特定秘密文書等を保管する保管施設
  - 2 職員は、前項各号に規定する場所に機器持込みをしてはならない。ただし、保全責任者の許可を受けた職員が保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信、記録機器を持ち込む場合についてはこの限りでない。

3 特定秘密管理者は、第1項の規定により機器持込みを禁止した場合には、当該場所 に機器持込みを禁止する旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐための必要な措 置を講じるものとする。

(特定秘密文書等の保管容器)

- 第 10 条 特定秘密文書等(電磁的記録を除く。)は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は金属製の箱等施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。
  - 2 前項の場合において、特定秘密文書等(文書又は図画に限る。)が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納するものとする。
  - 3 特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び外部記録媒体 には、その盗難、紛失等を防止するため、電子計算機の端末をワイヤで固定すること その他の必要な物理的措置を講じるものとする。
  - 4 前3項の規定によることができないときは、特定秘密管理者の定めるところによる。

(特定秘密の保護のための施設設備)

第 11 条 特定秘密管理者は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保管するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の特定秘密の保護に必要な措置を講じるものとする。

(特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

- 第 12 条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることができないようにするための措置が講じられたものとして特定秘密管理者が認めたものにより取り扱うものとする。
  - 2 特定秘密管理者は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機により取り扱う場合において、当該電磁的記録を外部記録媒体に記録したとき又は印刷したときは、外部記録媒体に記録したこと又は印刷したことの記録を保存するものとする。

- 3 前2項に掲げるもののほか、特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、情報セキュリティに留意し、適切に対応するものとする。
- 4 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録 を電子計算機又は外部記録媒体に記録するときは、暗証番号の設定、暗号措置その他 の保護措置を講じるものとする。

(特定秘密文書等管理簿)

- 第 13 条 特定秘密管理者は、特定秘密文書等の作成(翻訳、複製並びに電磁的記録の外部 記録媒体への記録及び印刷を含む。以下同じ。)、交付その他の取扱いの状況を管 理するため、特定秘密文書等管理簿(別記様式第 1 号)を備えるものとする。
  - 2 保全責任者は、特定秘密文書等について、登録番号(特定秘密文書等ごとに付する 一連番号をいう。以下同じ。)その他特定秘密文書等管理簿に必要な事項を記載し、 又は記録するものとする。
  - 3 特定秘密管理者は、情報の保護上、特に必要があると認めたときは、当該特定秘密 文書等管理簿を他の特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿と分けて作成するこ とができる。

#### 第2節 作成

(特定秘密文書等の作成)

第 14 条 特定秘密文書等の作成をするときは、作成する特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らし最小限にとどめるものとする。

(登録番号の表示)

- 第 15 条 保全責任者は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該特定秘密文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。
  - (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示(第4条第2項の規定による記載をしている場合は当該記載)の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他 これらに準じる方法により赤色で表示すること。

- (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示と共に 赤色で認識することができるようにすること。
- (3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 特定秘密表示の傍らの見やすい 箇所(見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部)に、刻 印、ラベルの貼付その他これらに準じる方法により赤色で表示すること。
- 第3節 運搬、交付及び伝達

(交付及び伝達の承認)

- 第 16 条 特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得るものとする。
  - 2 特定秘密文書等を貸与するときは、特定秘密管理者の指示を受け、当該特定秘密文 書等の返却の時期を明示するものとする。

(運搬の方法)

- 第 17 条 特定秘密文書等の運搬は、当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員のうちから保 全責任者が指名する者が携行することにより行うものとする。
  - 2 前項の規定による運搬をすることができないとき又は不適当であるときの運搬の方法については、特定秘密管理者の定めるところにより行うものとする。

(交付の方法)

- 第 18 条 特定秘密文書等を交付するときは、特定秘密文書等受領書(別記様式第 2 号)又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員(法第 11 条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。以下第 22 条、第 26 条及び第 28 条第 3 項において同じ。)から署名を得るなど交付の記録を残すものとする。
  - 2 特定秘密文書等は、郵送により交付してはならない。

(文書及び図画の封かん等)

第 19 条 特定秘密である情報を記録する文書又は図画を運搬し、又は交付するときは、当該文書又は図画を外部から見ることができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密の取扱いの業務を行う職員が携行する場合

で特定秘密管理者が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(物件の包装等)

第 20 条 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を運搬し、又は交付するとき は、窃取、破壊、盗視その他の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠する ことその他の必要な措置を講じるものとする。

(電気通信による交付)

- 第 21 条 特定秘密を電気通信の方法により交付するときは、暗号化その他特定秘密の保護 に必要な措置を講じるものとする。
  - 2 特定秘密の電気通信による交付は、電子メールその他のインターネットを通じた方法により行ってはならない。

(文書等の接受)

第 22 条 封かんされている特定秘密文書等は、名宛て人又はその指名した職員でなければ 開封してはならない。

(伝達の方法)

- 第 23 条 特定秘密を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講じるものとする。
  - 2 特定秘密を電話により伝達するときは、暗号による秘匿措置を講じるものとする。 ただし、真にやむを得ない場合で、特定秘密管理者の承認を得たときは、この限りで ない。
  - 3 前項ただし書の場合においては、略号の使用その他の特定秘密の保護に必要な措置 を講じるものとする。
  - 4 特定秘密を伝達する場合には、盗聴及び盗視の防止に努めるものとする。

## 第4節 保管等

(特定秘密文書等の保管)

- 第24条 特定秘密文書等は、保全責任者が保管するものとする。
  - 2 保全責任者は、特定秘密文書等の適正な保管のため必要と認めるときは、特定秘密 文書等保管管理簿(別記様式第3号)を作成するものとする。

(特定秘密文書等の取扱いの記録)

第25条 保全責任者は、特定秘密文書等の取扱いの経過を明確にするため、特定秘密文書等取扱簿(別記様式第4号)を備え、必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

(廃棄)

第 26 条 特定秘密文書等の廃棄は、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉砕、裁断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元することができない方法により行うものとする。

(緊急事態に際しての廃棄)

- 第 27 条 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。
  - 2 前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ長官の承認を得るものとする。ただし、その手段がないとき又はそのいとまがないときは、廃棄後速やかにその旨を長官に報告するものとする。
  - 3 特定秘密管理者は、第1項に規定する廃棄をした場合は、廃棄した特定秘密文書等の概要、特定秘密の漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、長官に報告するものとする。

#### 第5節 検査

- 第28条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期 的に実施するものとする。
  - 2 特定秘密管理者は、前項に規定する検査のほか、必要があると認めるときは、特定 秘密の保護の状況を臨時に検査するものとする。
  - 3 特定秘密管理者は、前2項に規定する検査をその指名する職員に行わせることができる。
  - 4 第1項及び第2項に規定する検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密 文書等保管管理簿の記載及び記録と特定秘密文書等の保管状況の照合のほか、本規程 に規定する措置が確実に講じられているか否かの確認を主として行うものとする。

5 特定秘密管理者は、第1項及び第2項の検査の実施状況について、長官に報告する ものとする。

## 第6節 紛失時等の措置

- 第 29 条 職員は、特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は 発生したおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ち に当該各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員(次号に規定する報告を受けた職員を含む。) 当該事故の内容に応じた適切な措置を講じるとともに、講じた措置の内容を特定秘密 管理者に報告するものとする。
- (2) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の職員 当該事故の内容を当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員に報告するものとする。
  - 2 特定秘密管理者は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに長官に報告する とともに、その調査を行い、かつ、当該特定秘密の保護上必要な措置を講じるものと する。
  - 3 特定秘密管理者は、前項に規定する調査を実施し、又は措置を講じたときは、当該 調査の結果及び措置内容を速やかに長官に報告するものとする。

### 第4章 特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置

- 第30条 職員は、特定秘密の指定若しくはその解除又は公文書ファイル管理表(埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)第35条の規定により作成されたものをいう。)に記載された個別ファイル等(埼玉県公安委員会文書管理規程(平成14年埼玉県公安委員会規程第11号)第10条の規定に基づき文書を分類、整理したものをいう。)であって、特定秘密である情報を記録したもの(以下「特定秘密文書ファイル等」という。)の管理が法、令又は運用基準に従って行われていないとき又はそのおそれがあるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに当該各号に定める措置を講じるものとする。
  - (1) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員(次号に規定する報告を受けた職員を含む。) 適切な措置を講じるとともに、これを特定秘密管理者に報告するものとする。

- (2) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の職員 当該秘密の指定若しくはその解除 又は特定秘密文書ファイル等の管理が法等に従っておらず、又はそのおそれがある旨 を当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員又は特定秘密管理者に報告するものとす る。
  - 2 特定秘密管理者は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに長官に報告するとともに、その事実が特定秘密文書ファイル等の管理に関するものである場合には、 速やかにその調査を行うものとする。
  - 3 特定秘密管理者は、前項に規定する調査を実施し、調査の結果に応じ、適切な措置 を講じたときは、当該調査の結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

#### 第5章 雑則

(指定前の取扱い)

第31条 特定秘密として指定されることが予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録又は物件については、法、令、運用基準及びこの規程に定める措置に準じて、保護に努めるものとする。

(情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報の目的外利用)

第32条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、事前に長官の承認を得るものとする。

(情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報である特定秘密の取扱い)

第33条 前条までに定められるもののほか、情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密については、当該情報の保護に関する国際約束の定めると ころにより取り扱うものとする。

(補則)

第 34 条 この規程の実施に関し必要な事項の細目は、特定秘密管理者が定めることができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26年 12月 10日から施行する。

# (経過措置)

2 法の施行の日から法附則第2条に規定する政令で定める日の前日までの間においては、第18条第1項の適用については、「法第11条の規定により特定秘密」とあるのは、「特定秘密」とし、第3条第4項の規定は適用しない。

附 則(平成28年公安委員会規程第6号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年公安委員会規程第3号)

この規程は、令和3年3月30日から施行する。

# 【様式別表省略】